

消 防 災 第 3 3 7 号
平成23年10月28日

各 都 道 府 県 知 事
殿
各 政 令 指 定 都 市 市 長

消 防 庁 長 官

消防団の充実強化について(通知)

東日本大震災をはじめ、新燃岳の噴火、新潟・福島豪雨及び台風12号・15号に係る災害等において、全国の消防団員の方々には献身的なご尽力をいただいているところです。

今更申し上げるまでもなく、地域の実情に精通した消防団は、地域密着性、要員動員力及び即時対応力の面でも優れた組織であり、大規模災害時の対応や身近な災害への取組等、地域の安心・安全の確保のうえで不可欠な組織であります。

しかしながら、全国的に見て消防団員の数は減少傾向にあり、かつては200万人以上いた消防団員が今では90万人を割る状況となっております。

地域の災害対策の責任者である各市町村長におかれては、地域住民の生命・身体・財産を守る観点から、消防団の施設・装備の充実、消防団員の処遇改善及び団員の確保など、消防団の充実強化を図り、地域の防災力を確保することを優先課題として取り組んでいただきたいと存じます。

各都道府県知事におかれては、消防団の重要性に鑑み、貴都道府県内の市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。）に対して下記の内容を周知いただくとともに、消防団の充実強化について、是非とも各市町村に対して積極的に助言等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 消防団の施設や装備の整備等

消防団の施設や装備の整備については、施設整備事業（一般財源分）や防災基盤整備事業として、地方債措置と地方交付税措置を組み合わせた財政措置を講じているところであり、これらの措置を活用して、必要な消防団の施設や装備の充実に努めるようお願いします。

なお、消防庁においては、東日本大震災において多数の消防団員の方々が犠牲となられた教訓等を踏まえ、全国の消防団員の安全対策が急務であることから、本日国会に提出された平成23年度第3次補正予算案において消防団安全対策設備整備費補助金（国庫補助率1／3）を盛り込んだところであります。また、これに係る地方負担については、地方財政措置が講じられる予定であります。

このほか、大規模災害時における消防団活動のあり方や安全管理などについて関係省庁も含めて検討することとしております。

2 消防団員に対する報酬等の取扱い

(1) 報酬及び出動手当について

非常勤の消防団員に関する報酬等については、法第23条の規定に基づき、各市町村の条例で定められているところです。また、この報酬等については、普通交付税の基準財政需要額として算入されているところですが、各市町村の条例単価と交付税単価とを比べてみると、全国的に交付税単価より条例単価の方が低い状況にあります。

交付税単価はあくまで標準的な額ではありますが、条例単価が低い市町村におかれては、必要な単価の引上げ等を検討いただきますようお願いします。

(2) 報酬等の支給方法について

消防団員に対する報酬等の支給方法についても、法第23条の規定に基づき、各市町村の条例で定められているところですが、報酬、出動手当等は、その性格上本人に直接支給されるべきものと考えられ、適正な方法で支給されますようお願いします。

3 消防団員確保の取組について

消防団員の確保については、全ての活動に参加する消防団員（以下「基本団員」という。）の確保を基本とし、消防団員の処遇等の改善をはじめ、条例定数と実員数に乖離がある消防団にあっては、地域の防災力を向上させる観点から、その差を早急に埋める等、消防団員の確保に積極的に努めていただく必要があると考えます。

また、地域の防災力を維持・向上させるため、現行の消防団員の条例定数を確保・拡充する方向で十分な検討・考慮を行っていただきたいと存じます。

なお、基本団員の確保が困難な場合、ある特定の活動や大規模災害等に限定して参加する消防団員（以下「機能別団員」という。）あるいは分団（機能別分団）の制度を導入・活用していただきたいと存じます。ただし、消防団は基本団員を確保することを原則としておりますので、基本団員を機能別団員に振り替えることのないようご留意願います。

さらに、消防団員の確保にあたっては、地域の商工会、自治会や自主防災組織などと協力し地域ぐるみで取組を進めていただきますようお願いします。

1. 消防団安全対策設備整備費補助金（第3次補正予算（案））

（1）補助対象設備

- ① 水災用資機材（ライフジャケット等）
- ② 夜間活動用資機材（投光器等）

（2）補助事業者

市町村（特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。）

（3）予算額

1,994,568千円（1／3補助）

2. 消防団の勤務条件（一般団員）

	交付税単価	現実の平均単価	支給例
年額報酬	36,500 円／年	25,356 円／年 ※H21 決算ベース	A団体 42,500 円／年 B団体 174,000 円／年 C団体 8,800 円／年 D団体 16,000 円／年
出動手当	7,000 円／回	3,379 円／回 ※H21 決算ベース	A団体 3,000 円／回 B団体 2,600 円／回 C団体 1,000 円／回 D団体 2,000 円／回

3. 入団促進キャンペーン

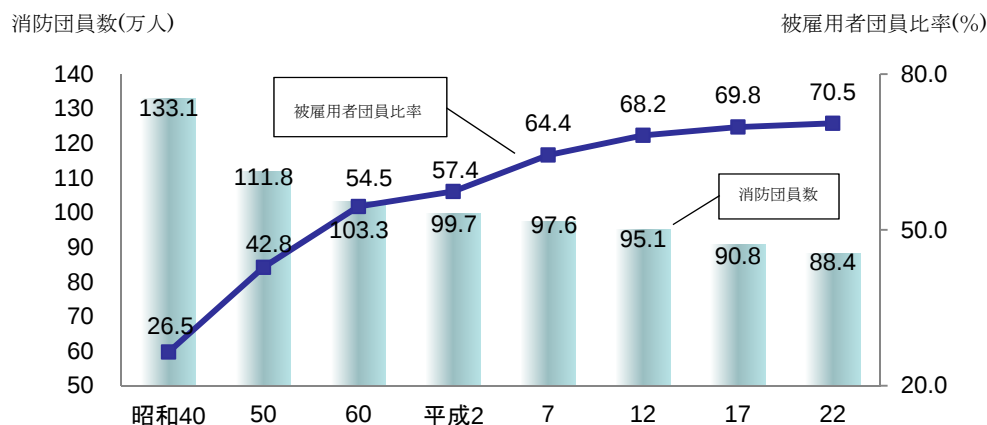
平成18年から、1月から3月までの期間を「消防団入団促進キャンペーン」と位置づけております。

平成24年のキャンペーンに向け、現在、ポスター・リーフレット等の準備を進めています。

※ 消防団員の確保策等については、平成22年12月「消防団の充実強化についての検討会」報告書を参照ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/2212/221210_1houdou/02_houkokusyou.pdf

消防団員数と被雇用者（会社員）団員比率の推移



女性団員数と学生団員数の推移

